

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

発行所/マンション問題研究所 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F Tel 048-887-9921
編集人/山崎 毅 共同編集/NPO法人埼玉管ネット・マンション問題総合研究所 Fax020-4664-6209

2005年4月30日発行
第73号



春号 *Spring*

- マンション管理の評価が始まる P2・3
- マンション管理規約改正のポイント(下) P4・5
- マンション管理に関する懇親会の論点 P6・7
- マンション管理組合
実践セミナー開催情報 P8

2つの並木が 仲間入りしました。

最近入会していただいたマンションです。
互いに「並木」とは何かのご縁でしょうか。

芙蓉ハイツ並木シティ(右) 蕨市、委託管理、30戸
川口並木町ビル(左) 川口市、委託管理、110戸

あなたのマンションは大丈夫ですか？

NPO法人埼玉管ネット 会長 佐々木 一

【事例1】
管理会社と理事長の癒着で
マンション管理費、および修
繕積立金を使いこまれた。管
理会社を変更したい。

【事例2】
管理会社に食い物にされた
上その管理会社が倒産した、
その後区分所有者だと思っ
ていた新理事長が区分所有者
の弟で、またまた使い込みを
された、どうしたらよいかわ
からない。二度にわたる管理
に携わる者の使い込みで不正
な管理状態が長くつづいてお
り、次に誰が管理者になっ
ても信用できない。公認会計士
弁護士を代理の管理者として
立て、正常化させていくとい
うことができなにか。

北の国、札幌で昨年11月
マンション管理組合理事長
の積立金横領事件がつづい
て発生しました。

当時新聞、テレビなどで事
件の内容はすでに承知されて
いるところですが、北海道新
聞の概要は、

中央区の「事例1」理事長が
マンション修繕積立金と管理
費を積み立てた銀行の預金口
座から約4300万円を引き
出し失踪しました。

【事例2】は理事長がマンシ
ョン修繕積立金を積み立てた
定額預金証書約4200万円
を勝手に解約し着服して管理
組合が刑事告訴しました。

共通点は、前理事長が通帳
や定額証書に加え、印鑑も保
管し口座の引き出しや証書解
約を自由にできる立場にあっ
たことです、年一回の総会で
は預金残高を虚偽申告したり、
証書のコピーを示して解約の
事実をふせ、チェックの目を
逃れていました。

【事例1】の住民は「金の管
理をまかせつきりにした自分
たちの不明を恥じるだけ」と
言葉少なだったと・・・

また「事例2」のマンシ
ョンでは通帳は管理人、印鑑は
理事長、現金引き出しは会計
担当理事と役割分担していた
が前理事長は就任後に証書化
し、自ら保管していた。
このほか南区のマンション
では管理組合が雇った管理人
が100万円を着服したとし
て業務上横領容疑で逮捕され
た。マンションの維持管理工
事などを水増しして副理事長
に提出し決裁後に金を下ろし
て水増し分を着服。さらに1
000万円の余罪があると見
られる。

北海道マンション管理組合
連合会のコメントとして「面
倒でも印鑑や通帳保管の役割
分担を明確化し、それを厳守
すること」と「口座引き出し
の際に複数の役員の印が必要
な仕組みと、届けをすること」
など、管理を他人任せにしな
いことと述べています。
「道管連マンション便り」よ
り一部引用いたしました。

早目の点検と改修で漏水を防ぎ、 建物の資産価値維持・保全をサポートします

「非破壊」劣化度
診断システム

防水シート「ロンブルーフ」の防水層に損傷を与えずに劣化度を診断

ロンマットME・
ロンステップME

滑りにくい長尺塩ビシート・階段用床材+塗膜防水で安全と防水性を確保

 **ロンシール工業株式会社**

<http://www.lonseal.co.jp/>

●本社防水部 〒130-8570 東京都墨田区緑4-15-3

TEL.03-5600-1866 FAX.03-5600-1846

●大阪支店 〒532-0011 大阪市淀川区西中島3-9-13 大北ビル7F

TEL.06-6304-2700 FAX.06-6304-6948

管理組合は一つの国家機能を持つている。

集会は区分所有者の集まりで一般的には総会と呼ばれています。総会は管理組合の運営において大変重要な役割を担っております。ところがこの総会が正しく運営されていないケースがかなりあります。たとえば

①居住してから10年もたっているのに、一度も総会が開かれていないため問題があるのに解決されないままになっている。

②総会を開いても1割にも満たない出席では総会が成立しない。

③総会に欠席した人が後になつて決議に反対して、いたずらに議論を長引かせて管理組合の機能を麻痺させている。などのケースです。

こういったトラブルは区分所有者の無関心が原因となつております。私の若い頃、政治の議論の中で「国民の無関心が政治の腐敗を生んだ」ということが、さかんに言われておりましたが、それが管理組合という組織の中にもおき

ておりましたが、それが管理組合という組織の中にもおきているのです。

管理組合を一つの国家として考えて見ると、意思決定の最高機関である国会が総会、国民が区分所有者ということになります。また敷地が領土、共用部分が公共施設、専有部分が私有財産、管理規約が憲法、理事会が政府、管理費や修繕積立金が税金になります。

こう考えてみるとマンション管理は一つの政治であり管理組合が生活者大国や福祉国家を目指すことも可能と思われれます。さらに管理組合の場合には区分所有者が有権者でまた国会議員でもあります。ところが区分所有者が無関心で総会が機能しないことになる。と民主主義が成り立たないことになりまます。いやそれどころかそのマンションは崩壊をし始めているといえます。

区分所有者の個人の権利や共同の利益を守っていくためには総会が重要な意味を持つことを今一度確認すべきではないでしょうか。

また区分所有者の無関心を

防ぎ順調に運営するためには管理組合としては「広報紙」などで管理組合(理事会)が何をしようとしているのか、居住者にどのようにして欲しいのかを訴えることが必要です。

その他、修繕委員会や規約委員会、広報委員会など居住者が直接参加できて、お互いのコミュニケーションが図れるようなシステムを作ることにも必要でしょう。また、時間的、物理的に総会に参加できない人がいますが個人的に非難するようなことは避けるべきで、それどころかこういう人達のため議決権を行使できるように配慮する事が大切だと思います。

管理の主体は管理組合にある。

マンションの管理は、お金を払うだけで管理会社に任せておけばよいというものではありません。

管理組合は、自分の居住するマンションの維持管理について何をどうするべきかを真剣に考えその結果を管理会社

に伝えることが必要なのです。「何を、どのように」して欲しいのかを明確にしたものが契約書と仕様書で、その内容が記載されているのです。

「委託費用が高いのではないか」とか「逆に委託費用が安い」というだけで管理会社を変更するのも危険すぎます。

安いのはそれなりに理由があると思いますので、十分に検討すべきです。建物の現状と管理の内容を理事会役員の交代時には必ず見直すことが大切です。引継ぎ事項に加え自分達(新理事会)の意志を加味して、実際に行動することです。

管理組合と区分所有者の自主的活動があつてこそ、適切な管理ができるのです。また、それらをきちんと管理することが財産としてのマンションの価値を高めることになるのです。

**ISO9001・14001に裏づけされた高品質な
工事と誠実なアフターケア環境にやさしい
リニューアルを提供します。**



シンヨー・サンワテクノス株式会社
SINYO SANWA TECHNOS CORPORATION

本社 川崎市川崎区大川町8-1
TEL 044-366-4807(営業部)
FAX 044-366-4810
URL <http://www.sinyo.com>

マンション標準管理規約 改正のポイント(下)

マンション問題総合研究所 常任理事 久保 泰男

二〇〇四年(平成一六年)一月、国土交通省より「マンション標準管理規約」が策定発表された。管理組合がどのように対処するか、マンションライフ二回に亘って平易に解説するその二回目です。

1 大規模修繕工事と総会決議要件の変更

事例研究1
管理規約で、大規模修繕を実施するには「総会の特別決議が必要」と規定している場合はどうなっているのでしょうか？

事例1

マンション管理組合によっては、大規模修繕工事に関しては総会で特別決議(四分の三以上)の賛成を必要としている場合があります。

事例2

管理組合によっては、大規模修繕工事に関する総会の決議要件について単に総会決議事項とのみあり、この場合は

普通決議でよいのですが、多額の費用が掛かるといことから特別決議をしている場合もあります。

参事官 右事例の場合は、今回のマンション標準管理規約の改正でどうなるか、これに関連して、まず区分所有法の平成十四年改正作業に携わった法務省民事局参事官の見解を紹介します。

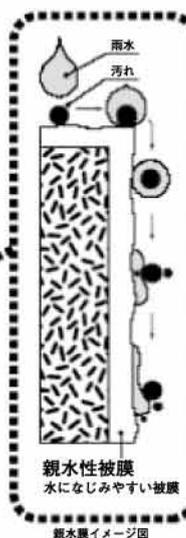
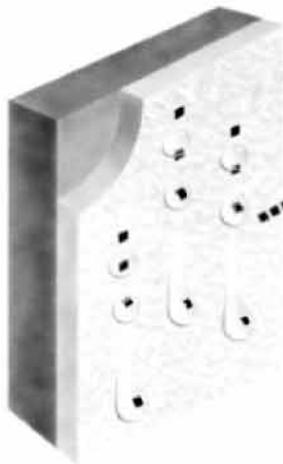
設問 大規模修繕の決議要件を四分の三以上の特別多数決と定めてあるマンションで大規模修繕を実施するためには、どのような手続きが必要となるのでしょうか？

回答 法務省民事局参事官は次のように答えています。

相当数の分譲マンションが中高層共同住宅標準管理規約(平成九年二月)に準拠して規約を定めているようですが、同標準管理規約では、共用部分の変更(改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除く)については、四分の三以上の特別多数決で決するものとされており、こうした規約に従えば、著しく多額の費用を要する大規模修繕については特別多数決が必要となるものと考えられます。

しかし、前記標準管理規約は、その規定振りから、区分所有法で特別決議事項とされているものを確認的に明らかにした趣旨にすぎないものと考えられるから、区分所有者の意志解釈からいって、今回の法改正後も、こうした規定の効力がそのまま維持されるとみるのは無理があるでしょう。

また、仮に、こうした規定の効力が維持されるとすると、結局、四分の三以上の特別多数決が必要な規約変更の手続きを経なければ、大規模修繕



全くの「逆転の発想」から誕生しました。このアレスセラホールド工法は、従来常識とされていた、水をはじく撥水性を覆し、水になじむ親水性という常識を生みました。それは、雨水が汚れと一緒に取り去るセルフクリーニング機能により、住まいの外壁の汚れを寄せ付けず、美しい外観を長く保ち続けます。



低汚染形複合外装仕上工法

アレスセラホールド工法

(特許 第2610085号)

資料のご請求、お問い合わせは

関西ペイント販売株式会社
建設塗料本部

低汚染形セラミック変性フッ素樹脂塗料

アレスセラフツソ

低汚染形セラミック変性ウレタン樹脂塗料

アレスセラレタン

本社 〒144-0045 東京都大田区南六郷3丁目12番1号
TEL.(03)5711-8901 FAX.(03)5711-8931

を実施することが不可能にな
って、今回の法改正の趣旨が
忘却されることとなります。

従って、前記標準管理規約
のような規定がある場合でも、
一般的には、改正法施行後は、
普通決議で大規模修繕を実施
できるものと考えられます。

アドバイス あなたのマンシ
ョンの大規模修繕の実施に関
して、規約で特別決議になっ
ている場合は無用なトラブルを
避けるために早目に改正手続
きをすることを勧めします。

2 未納管理費等の回収手続き
を明記
事例研究 2

総会で承認されないと、管
理費等の多額未納者に対して
裁判に訴えることができない
のですか？

事例 管理費等の多額未納者
がいる場合、管理規約に管理
費等未納者に対する法的手続
きの規定がないとき総会の承
認を得ないと裁判所に訴えて
回収する手段は使えない、と
いわれますが本当ですか。

解説 マンション標準管理規
約第六〇条では管理費等の徴
収について従来の標準管理規

約(平成九年版)より詳細な規
定を置きました。特に六〇条
三項は新しい規定で、理事長
は未納の管理費等の請求に関
して、理事会の決議で訴訟そ
他の法的措置を進行するこ
とができるようになりました。

マンション標準管理規約
第六〇条(管理費等の徴収)
一 項 略

二 項 略 : 未納管理費等に
対する遅延損害金の規定:
三 項 理事長は、未納の管理
費等及び使用料の請求に関
して、理事会の決議により、
管理組合を代表して、訴訟
その他法的措置を進行する
ことができる。

四 項 以下略

さて、マンション標準管理規
約第六〇条三項の規定が無け
ればどうなるのでしょうか？

従来は、区分所有法第二六
条四項(本項は改正されてい
ない)に基づいて、「管理者
は、規約又は集会の決議によ
り、その職務に関し、区分所
有者のために、原告又は被告
となることができる」ので、
従って、未納の管理費等及び
使用料の請求に関しても、裁

判手段に訴えるためには規約
又は集会の決議が必要とされ
ました。

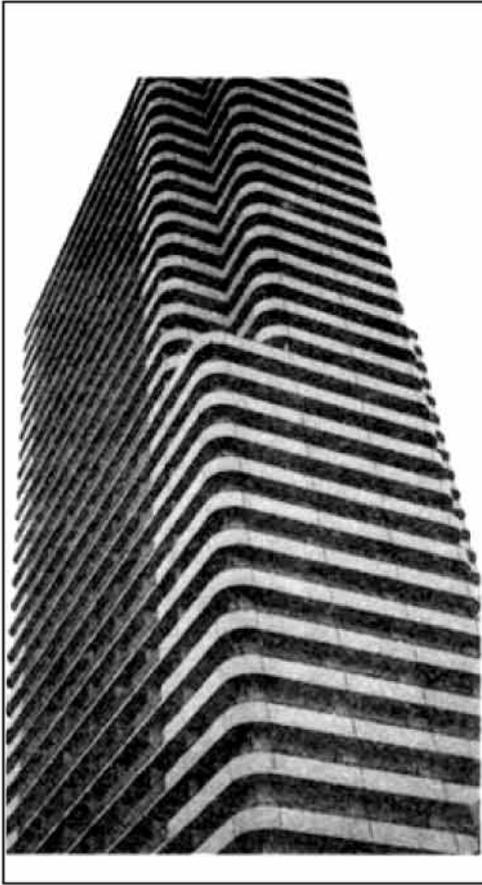
管理費等の滞納問題への対
応は、迅速に行う必要があり、
わざわざ総会を開かなくとも、
理事会の判断で機動的に行え
る方がよいと考えられ、今回
の標準管理規約第六〇条に三
項の規定が置かれました。

参考文献
「マンション標準管理規約の解説」
編著(財) マンション管理

マンションも 省エネ義務化

国土交通省は今国会に提出
する省エネ法改正案で、マンシ
ョンなどの集合住宅の新築・
増改築時に省エネ対策の実施
と報告を義務づける方針を決
めた。建築主や管理組合は、外
壁や窓の断熱化、空調設備の
効率的な運用策などを3年ご
とに国に報告しなければなら
なくなる。総延べ床面積が2
000平方メートル以上の建
物が対象なので、中規模のマン
ションでも報告が必要になる。

2005年2月6日 朝日新聞より



納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った官吏システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471 (代) FAX 03-5388-6463

国土交通省より、マンション管理に関する懇談会の論点整理について

平成16年8月より、マンション管理に関する有識者をメンバーとして開催されてきた「マンション管理に関する懇談会（座長：丸山英氣 中央大学法科大学院教授）」が、今般マンション管理の現況や課題と対応策について論点整理を行いました。

懇談会開催の趣旨と開催経緯

マンションの管理の適正化の推進に関する法律附則第8条及び平成16年8月1日で法

施行から3年が経過したこと踏まえ、国土交通省が今後のマンション管理に関する施策を検討するにあたり、その基本的方向に関する議論を深めるため開催されたものです。

（マンション管理適正化法附則第8条）政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

これに対し、同懇談会は平成16年8月より4回開催されました。構成委員には、全国マンション管理組合連合会会長 穂山精吾さんも参加されました。

NPO法人埼玉管ネットは、

全国マンション管理組合連合会と共に、この問題に取り組んでいきます。

この懇談会報告書の内容を一部抜粋して掲載します。

《懇談会における論点整理》

平成17年3月18日、マンション管理に関する懇談会

Iマンション管理の現況

マンション管理適正化法の施行状況の実態についてはマンション管理の現況創設された制度の運用及びその評価を含め、総合的に把握する必要があります。このため主としてマンション管理組合区分所有者の管理に対する認識については、マンション管理適正化法の施行の経過と調査の時期がおおむね符合する。

「マンション総合調査、前回調査平成11年度、今回調査平

成15年度」によることとし、相談体制、マンション管理士等の新たな制度の運用状況、マンション管理業に関するマンション管理適正化法の施行状況については、個別の実態調査によりその状況の把握を行った。

(1)平成15年度マンション総合調査の要点

「総合調査」というのは、おおむね5年毎に実施されている。これによれば、世帯主の高齢化の進行、永住意識を持つ者の割合の増加、長期修繕計画や修繕積立金に関する対応の進展、管理組合への関心の高まりといった状況がうかがえる。一方、賃貸化率、管理費等の滞納率については、マンションにより、少ないものと、多いものの両方が増加している。管理事務を管理業者に委託している管理組合は、全体の約9割となっている。

また、管理状況に満足している区分所有者は約6割、満足していない区分所有者は1割弱となっている。

(2)マンション管理適正化法の施行状況の調査の要点

「マンション総合調査、前回調査平成11年度、今回調査平

①マンション管理の支援体制の整備
マンション管理組合に対する支援体制については、逐次整備が進み、国土交通省においては、地方公共団体等の職員を対象にした研修や相談マニュアルの作成を、地方公共団体においては、相談窓口を設置（都道府県、政令指定都市の全部及びこれらを含む150の地方公共団体で設置）している。また、一部の地方公共団体では、弁護士、一級建築士、マンション管理士等の専門家を管理組合に派遣する「マンション管理アドバイザー制度」を実施している。

その他、マンション管理適正化法に規定するマンション管理適正化推進センターに指定されている財マンション管理センターにおいては、相談業務に係る地方支部の創設、相談職員の増員等の支援体制の確立、充実を図るとともに、管理組合役員や区分所有者を対象にした各種セミナー等を実施している。

マンション管理士については、約1万人が登録を行っており、そのうちの一部の管理

は、約1万人が登録を行っており、そのうちの一部の管理



マンションの総合リニューアル ISO9001・14001 全支店認証取得 東方工業株式会社

東京支店/〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-8-3
TEL03(3255)1876・FAX03(3257)9190

URL: <http://www.toho-kogyo.co.jp> E-mail: renewal@toho-kogyo.co.jp

TOHOは豊富な工事实績と堅実な財務体質を基盤に時代や管理組合様の多様化するニーズにお答えしながら更なる前進をしていきます。

士については、相談業務、管理組合の運営の補助、管理規約(細則)案の作成・改訂、長期修繕計画の企画提案等多彩な活動を行っている。

マンシヨソ管理士の活用については、平成16年1月に国土交通省が発表したマンシヨソ標準管理規約の改正においても所要の条項が追加され、その位置付けが具体化されたところである。また、地方公共団体においては、相談窓口の相談員としての委嘱やセミナー等における講師等に活用している。

②マンシヨソ管理業関係

マンシヨソ管理業者は、管理組合からの委託を受けて、その会計の収入及び支出の測定及び出納並びに共用部分の維持・修繕の企画等の管理事務を行っておりマンシヨソの良好な居住環境の確保を図るにあたって重要な役割を担っている。このマンシヨソ管理業者の登録数は、平成17年1月末で2631社となっている。

II 検討の視点

以上のような調査結果からマンシヨソ管理の現状を概観すると、管理組合が管理の主

体となり、これを関係者が支援するといったマンシヨソ管理適正化法の規定による関係の制度の運用が着実に進んでいるが、制度を更に実効たらしめるため、その適正な施行・普及が求められる。今後は、こういった取り組みを中心にマンシヨソ管理の新たな課題を認識しつつ、管理の適正化に向けての施策の展開が必要であるとの認識が、本懇談会としての基本的見解である。

このため、現行制度の運用の適正化、充実のための施策の推進はもとより、マンシヨソ管理に係る各般にわたる課題についても意見交換を行い、論点整理を行ったところである。

III マンシヨソ管理の課題と対応策

マンシヨソ購入時における購入者の管理意識の醸成について
① 一般的には、マンシヨソ購入者の多くは、分譲価格や間取り、設備等については関心が高いが、入居後は自らが区分所有者として管理組合の構成員になるといった認識が希薄である。
また、居住のためのルール

である管理規約を遵守すること、大規模修繕をはじめとする共用部分の管理、運営に関する具体的な内容も理解していないケースが多い。

このような管理に対する認識の不足、理解の不十分さは、入居後の居住者間のコミュニケーションの不足によるトラブルの発生、定期的・計画的に実施すべき大規模修繕に関する合意形成に困難を生じさせる等、管理組合活動の沈滞化を招く原因ともなっている。

② 購入者においては、マンシヨソの管理の適正化に関する

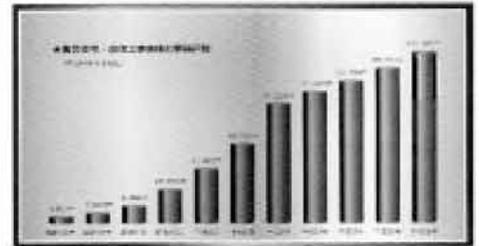
指針(平成13年8月1日国土交通省告示第1288号以下)マンシヨソ管理適正化指針にも規定されているとおり、自らが区分所有物件を取得するといった意識のもと、その管理の必要性について、認識を新たにすることが重要である。
また、管理規約の内容、管理費及び修繕積立金の算定根拠、その他の管理事項について、マンシヨソ購入者の意識を醸成することが必要である。
具体的には、マスコミュニケーションを活用した意識の

啓発、地方公共団体等による講習会の実施、住宅フェア等におけるPR等日常的な取り組みとしての学習機会を増大させるとともに、就学期から幅広くマンシヨソ居住に関する意識の啓発等を行うことが考えられる。さらに、マンシヨソの管理の要点をまとめた購入予定者向けのリーフレットを国、分譲会社の団体等の協力の下に作成し、モデルルーム等で配布するほか、その内容を個別物件のパンフレットや関係団体のホームページに掲載すること等が効果的であると考えられる。

結びに

今後とも、マンシヨソ管理に係る環境は、供給量の多さに加え、築年数の古いマンシヨソが急激に増加する等、その困難性、多様性が增大するものと考えられるが、適正なマンシヨソ管理が、良質な住宅ストックの維持はもとより、社会的資産の保全ひいては国民生活の安定の向上に繋がるものであるとの認識のもと引き続きマンシヨソ管理の適正化に向けた、各般の取り組みが求められる。

改修工事業のバイオニアとして歩んだ実績は
13万5000戸を超えました



ヤマギシは、居住者との一体感で
工事の進行を安全に管理します。

<http://www.ymgs.co.jp>



ヤマギシリフォーム工業株式会社
本社 東京都品川区南品川4-2-36 Tel 03・3474・2900
東京支店 東京都品川区南品川4-2-36 Tel 03・3474・1941
横浜支店 横浜市中区羽衣町3-55-1横浜センチュリービル Tel 045・242・6640

SUN
5 22
春のマンション管理組合
実践セミナー開催のご案内

日時 平成17年5月22日(日) 13時開場

セミナー講演13時15分～16時

個別相談会(無料)16時～16時50分

場所 さいたま市民会館うらわ 101集会室

(さいたま市浦和区仲町2-10-22

JR浦和駅西口下車徒歩7分

参加費 五百円 埼玉ネット会員は無料

テーマ1
「マンションの自主管理を成功させるポイント」について
コーディネーターにマンション問題総合研究所専務理事
久保泰男氏、パネラーに自主管理を長年実践されている
会員マンション役員を招き、わかりやすく解説します。

テーマ2
「マンションの防犯対策」について
浦和警察署捜査3課 木村秀雄氏を招き講演致します。
また、「最新の映像監視(防犯)システム」についてア
クチュリーニ株式会社より紹介致します。

ご案内は各会員マンション管理組合様へ
郵送させていただきます。
詳細はホームページでもご案内しております。

実践セミナーのテーマは、
いずれも管理組合の皆様が興味をお持ちになっている
ことを中心に取上げています。
お申込みは、お早め!
尚、セミナー終了後に個別相談をご希望の方は、
セミナー申込み時に事前受付けを行います。



改訂新版マンション管理組合総会運営ハンドブック 販売のお知らせ

本書の執筆者は、NPO埼玉ネットの法律相談や実践セミナーでご存知の小林美智子弁護士(共同執筆)です。マンション管理組合の総会運営に関する14分野で168の疑問に答えます。招集手続や決議の瑕疵とは、延会・継続会とすることは、書面又は電磁的方法による決議とは、あるいは、破産区分所有者の議決権の扱いなどについて、法律上から、又、実務上からわかりやすく解説しています。管理組合関係者の必携書として活用してください。

編著：高層住宅法研究会 発行：(財)マンション管理センター(社)高層住宅管理業協会
出版：大成出版社 価格：4,270円

ホームページからの情報発信 http://www.saikan-net.com/
事務局への連絡にもご協力ください

- NPO法人 埼玉ネットでは建物保全に関する調査の一環として
超高層マンションにお住まいの方へ、アンケート調査を実施しております。
ぜひWEBサイトよりアンケートにご協力ください。
- 「年間スケジュールを一部変更・訂正しております。」
ホームページでご確認ください。(前号の記載に誤りがありました。申しわけございません)
- 理事長・連絡先変更届は、ホームページ上の変更登録フォームをご利用下さい。



マンションライフ
バックナンバー
ユーザー名
saikan-user
パスワード
4556



柏原塗研互業株式会社

建設業許可 国土交通大臣許可 特14-3103 創立 昭和24年3月
資本金 250,100千円 売上高 18,441,150千円(2004年1月末)

リフォーム事業部 北関東営業所
〒210-0834 神奈川県川崎市川崎区大島3-36-7 〒335-0034 埼玉県さいたま市南区辻8-19-12
TEL 044-211-1596 FAX 044-211-1597 TEL 048-837-2791 FAX 048-837-2792

フリーダイヤル0120-00-4095 ホームページ http://www.kashiwabara.co.jp